

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社では、全てのステークホルダーから支持・信頼されるためには、経営の透明性を高め、経営の執行と監督を明確に分離し、公正かつ迅速な意思決定体制を確立することが最も重要であると考えております。

また、取締役及び従業員を対象とした行動規範としての「コンプライアンス(法令遵守)規程」を定め、これを率先して遵守することにより、企業価値の向上と社会的責任の遂行に努めております。同時に、その重要性を全従業員に徹底指導・教育するとともに、企業倫理に基づく事業活動を行うことにより、コンプライアンス体制の構築に努めております。

主な施策の実施状況は、以下の通りであります。

1. コーポレート・ガバナンス体制の状況

当社は、取締役・監査役制度を軸としたコーポレート・ガバナンスの充実を図っております。現体制は、取締役8名(うち社外取締役2名)、監査役5名(うち社外監査役4名)となっております。

2. 取締役会の充実

当社の取締役会については、「取締役会規程」並びに「取締役会付議規程」の定めに従い、原則として毎月1回の定時取締役会を開催し、業績の状況確認及び対策等の協議、検討を行う他、重要な事項に関しましては、その都度臨時取締役会を開催し、スピーディに対応しております。

3. 監査役制度

当社では、監査役制度を採用しております。監査役会では、常勤監査役を中心に監査方針、監査計画等に基づき取締役会や月次経営会議に出席し、経営の監視を行う他、部門別に業務執行状況の監査を行っております。また、取締役の職務執行については、監査役会規程の定めにより経営執行に対する監督強化に努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【補充原則1-2-4(議決権の電子行使/招集通知の英訳)】

当社では、議決権の電子行使を可能とするための環境作りにつきましては、現段階では実施しておらず、今後の検討課題となっております。また、招集通知の英訳につきましては、平成27年8月末時点での当社株式の外国法人等の保有比率が5%未満のため、業務効率、費用面等の観点から踏まえて、実施しておりません。当社としましては、保有比率が20%を超えた段階で検討したいと考えております。

【補充原則1-2-5(実質株主(機関投資家など)の議決権行使)】

当社では、株主総会における議決権は、株主名簿上に記載または記録されている株主が有しているものとして、信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し、議決権の行使や質疑を行うことは、現状では認めておりません。ただし、今後の社会的な考え方が大きく変わるような流れになった場合は、検討したいと考えております。

【補充原則3-1-2(英語での経営情報の開示・提供)】

当社では、経営情報などの英訳につきましては、平成27年8月末時点での当社株式の外国法人等の保有比率が5%未満のため、業務効率、費用面等の観点から踏まえて、実施しておりません。当社としましては、保有比率が20%を超えた段階で検討したいと考えております。

【補充原則3-2-1(外部会計監査人の評価基準)】

当社では、外部会計監査人の監査実施状況や監査報告等を通じ、職務の実施状況の把握・評価を行っておりますが、外部会計監査人候補の評価に関する基準は策定しておりません。今後に向けて監査役会において協議する予定であります。また、外部会計監査人との意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性と専門性の有無について確認を行っております。なお、現在の当社外部会計監査人である新日本有限責任監査法人は、独立性・専門性ともに問題はないものと認識しております。

【補充原則4-8-1(独立社外取締役のみの会合)】

この度の株主総会にて初めて独立社外取締役が複数人となったため、今後に向けて体制整備を検討してまいります。

【補充原則4-8-2(独立社外取締役と経営陣との連絡体制の整備)】

この度の株主総会にて初めて独立社外取締役が複数人となったため、今後に向けて体制整備を検討してまいります。

【補充原則4-10-1(任意の諮問委員会の設置)】

当社の取締役会(8名)のうち独立社外取締役は2名であり、過半数には達していませんが、社外取締役は取締役会において専門的知見から建設的な意見や助言を行うなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための重要な役割を果たしております。しかしながら、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る統治機能の更なる充実を図るための新たな仕組み・組織形態については、今後に向けて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

【原則1-4(いわゆる政策株式)】

当社では、原則として上場株式を保有しない方針ではありますが、一部企業の株式については、長期に渡る安定的な取引関係の維持・強化等を主たる目的として政策的に保有しております。また、政策保有株式に係る議決権行使に当たっては、各議案について当該企業の中長期的な企業価値の向上に寄与できるか、また適正かつ十分な説明がなされているか等の観点から検討し、賛否の意向を総合的に判断しております。

【原則1-7(関連当事者間の取引)】

当社の取締役会においては、「取締役会付議規程」により、取締役による競業取引・自己取引・利益相反取引の承認事項は取締役会付議事項となっており、慎重な審議・決裁を行っております。実際の関連当事者との取引における取引条件及び取引条件の決定方針等については、株主総会招集通知や有価証券報告書等で開示しております。また、当社役員、取締役が実質的に支配する法人及び主要株主が当社の顧客として取引を行う場合は、会社にとって不利益とならない体制を整えております。一方、当社の「関係会社管理規程」では、グループ会社相互間の取引については、市場の実勢価格や経済合理性に基づく相互対等の取引を行うよう定めており、その旨を遵守しております。

【原則3-1（適切な情報開示と透明性の確保）】

(1) 会社の目指すところ（経営理念等）や経営戦略、経営計画

当社では、当社ホームページ、決算短信、決算説明資料、有価証券報告書、事業報告などにて記載しておりますので、ご参照ください。

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の「1. 1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

(3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

本報告書の「2. 1. 機関構成・組織運営等に係る事項」内の「取締役報酬関係」、「報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無」に記載しておりますので、ご参照ください。

(4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続き

当社では、取締役会全体としては、知識・経験・能力のバランスと多様性を確保しております。

取締役・監査役候補者指名に関しても、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランス確保のため、適材適所の観点より総合的に検討を行っております。

また、社外取締役及び社外監査役の選任に当たっては、会社法上の要件に加え、中立かつ客観的な見地から当社経営陣に対して経営監視機能を果たせること、かつ当社の企業理念や企業活動を理解し、社外の立場・専門的な知見から建設的な質問や助言等を行うことのできることを選任の基本方針としております。さらに、東京証券取引所が定める独立性判断基準等も考慮し、一般株主と利益相反の生じる恐れのない者を独立社外取締役に指定しております。

(5) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名についての説明

当社では、新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由につきましては、『定時株主総会招集ご通知』の議案、参考書類及び有価証券報告書に記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-1-1（経営陣への委任の範囲の概要）】

当社の取締役会は、「取締役会規程」を定め、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、各事業部門の業績進捗状況等の監督を行うとともに、経営の基本方針や業務執行上の重要事項等の意思決定機関として、決議または承認を行っております。また、取締役会での決定事項の業務執行は、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」の定めに沿って各部門の責任者の下で効率的な運営に努めております。

【原則4-8（独立社外取締役の有効な活用）】

当社では、現在取締役会8名のうち、2名の独立社外取締役を選任しております。社内取締役においては、業務全般を把握し活動できるよう、知識・経験・能力のバランスと決断力を有し、多様な専門性を持ったメンバーで構成されることが必要であると考えております。また、社外取締役においては、社外の目による経営に対する監視強化や監督機能を確保するため、多面的な視点、豊富な経験、高い専門的知見を持つとともに、素直で活発、建設的的確・適切な意見・助言が頂ける独立社外取締役の候補者を選定することとしております。

【原則4-9（独立社外取締役の独立性基準及び資質）】

当社では、社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件に加え、中立かつ客観的な見地から当社経営陣に対して経営監視機能を果たせること、かつ当社の企業理念や企業活動を熟知し、社外の立場・専門的な知見から建設的な質問や助言等を行うことのできることを選任の基本方針としております。また、東京証券取引所が定める独立性判断基準等も考慮し、一般株主と利益相反の生じる恐れのない者を独立社外取締役に指定しております。

【補充原則4-11-1（取締役会の全体としての能力、多様性の考え方）】

現在、当社の取締役会の構成人員は8名で、「営業本部」「商品本部」「管理本部」「人事・総務本部」の各事業分野において、適切な経営戦略等の立案、審議等に必要となる多面的な知識・経験・能力を備えた業務執行取締役と、多面的な視点、豊富な経営経験、高い専門的知見等を持ち、社外の目による経営に対する監視強化と監督機能を備えた社外取締役2名で構成されております。従って、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスと多様性を確保しており、取締役候補者指名に関しても、取締役会による的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行の監視及び会社の各機能と各事業部門をカバーできるバランス確保のため、適材適所の観点より、総合的に検討を行っております。

【補充原則4-11-2（取締役、監査役の兼任状況）】

当社では、取締役及び監査役並びにそれらの候補者についての重要な兼職や他の法人等における兼務の状況につきましては、株主総会招集通知、有価証券報告書等で毎年開示を行っております。

【補充原則4-11-3（取締役会の実効性自己評価）】

当社の取締役会は、十分な知識・経験・能力を備えた者で構成され、社外取締役・社外監査役は、社外の立場・専門的な知見から質問・助言を行うなど期待する監督・監査機能を果たす機能は果たしており、取締役の実効性は確保されていると自己評価しております。しかしながら、今後に向けては、より客観的な視点も重要視し、取締役会全体の実効性の分析・評価を行う手法及びその結果の概要の開示を含めて検討してまいります。

【補充原則4-14-2（取締役、監査役のトレーニング方針）】

当社では、各取締役や監査役に対して、経営責任を全うする上で必要と思われる財務会計や法令順守等の専門的知識・情報や経営課題に対処するために不可欠な技能を習得するために、外部機関の各種研修やセミナー等に参加することを支援しております。

【原則5-1（株主との建設的な対話に関する方針）】

当社では、株主・投資家との建設的な対話を促進するため、IR担当取締役を選任するとともに、経営企画部をIR担当部署として対応しております。その一環として、「決算説明会」を中間期と期末の年2回開催するとともに、逐次、投資家からの個別取材等にも対応しております。また、当社ホームページ上でIR専門サイトを設けており、決算情報や月次業績の他、重要な経営情報を適時適切に開示するとともに、個別の電話や電子メールでの問い合わせ等にも対応しております。なお、株主・投資家との対話に際しては、当社の「内部者取引管理規程」によりインサイダー情報を適切に管理しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社宇宙	5,896,000	27.81
アサヒビール株式会社	1,996,300	9.42
麒麟麦酒株式会社	1,000,000	4.72
サッポロビール株式会社	700,000	3.30
平 辰	625,544	2.95

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	605,600	2.86
大庄従業員持株会	537,564	2.54
株式会社三菱東京UFJ銀行	420,400	1.98
株式会社三井住友銀行	346,900	1.64
サントリー酒類株式会社	343,110	1.62

支配株主(親会社を除く)の有無	株式会社宇宙
親会社の有無	なし

補足説明

大株主の状況には記載しておりませんが、当社は自己株式513,355株(2.42%)を保有しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	8 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社と支配株主等との間の取引を行う場合については、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性について、少数株主の利益を害することのないよう適切に対応することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
三浦 一郎	他の会社の出身者											
平尾 寛	弁護士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
三浦 一郎	○	——	上場会社で常務執行役員として監査部門や人事部門を歴任し、更に監査役としても実績がある。その経験を当社経営に活かしてもらうため。 同氏は現在及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場になく、社外の目による経営に対する監視強化や監督機能の向上のため、独立役員として指名しております。
平尾 寛	○	——	法律の専門家である弁護士としての見識を活かし、独立した立場から、当社経営の透明性の向上と客観性を維持するため。 同氏は現在及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場になく、社外の目による経営に対する監視強化や監督機能の向上のため、独立役員として指名しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5 名
監査役の数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、必要に応じて会計監査人との情報交換を行っております。特に、決算期において会計監査人との情報交換及び意見交換は綿密に行っております。また、常勤監査役は、必要に応じて内部監査部門との業務監査に関する情報交換を行っております。内部監査部は、本社、店舗、及び関係会社を含む業務全般を対象として内部監査を行い、また、監査役及び会計監査人と常に連絡・調整し、監査の効率的な実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
長岡 勝美	公認会計士													
寺坂 史明	他の会社の出身者						△			△				
田村 潤	他の会社の出身者						△			△				
内山 義雄	公認会計士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
長岡 勝美	○	——	公認会計士としての専門的見識を活かし、独立した立場から、当社の監査体制の一層の充実を図るため。 同氏は現在及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場になく、社外の目による経営に対する監視強化や監督機能の向上のため、独立役員として指名しております。
寺坂 史明		サッポロビール株式会社において平成25年3月まで代表取締役社長を務めております。	経営者としての幅広い経験を有しており、その経営に関する高い見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため。
田村 潤		麒麟麦酒株式会社において平成23年3月まで代表取締役副社長を務めております。	経営者としての幅広い経験を有しており、その経営に関する高い見識から、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断したため。
			監査法人における経験と公認会計士としての専門的見識を活かし、独立した立場から当社

内山 義雄	○	——	の監査体制の一層の充実を図るため。 同氏は現在及び過去において一般株主と利益相反が生じる立場になく、社外の目による経営に対する監視強化や監督機能の向上のため、独立役員として指名しております。
-------	---	----	--

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
該当項目に関する補足説明	

取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬限度額内で、業績等を勘案の上で決定しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

平成27年8月期事業報告書において取締役に対する報酬額を総額で開示しており、10名の取締役にに対して総額271百万円を支払っております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役の報酬は、会社法に従い、株主総会の決議によってその総額の上限額を決定し、その範囲内で各取締役の個別の報酬額を決定しております。また、取締役各人の役位、在籍年数などを基にして基準を定めた内規を作成し、その基準をベースに、会社の業績及び各人の業績への貢献度などの諸般の事情を勘案して、株主総会で決議された総額の範囲内で適正に決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役に對しては、取締役会事務局である総務部を中心に本社管理部門が適時適切な情報伝達等のサポートを行っております。社外監査役に対しては、常勤監査役と本社管理部門が連携し、適時適切な情報伝達等を行い、監査役会の開催に際して十分な準備を持って臨めるようサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 現状の体制の概要

経営計画・業務計画等戦略は、経営会議において経営資源の投入を含め構築した方針に基づいた年度予算を策定し、取締役会の承認を経て各業務担当部署が目標達成活動を行っております。業務執行の達成状況は、各部署長が出席する月次経営会議及び関連会社トップが出席する関連月次会議において業績報告を行い、月次単位で検証を行っております。執行過程における新たな問題点や内部監査の改善指摘等については、経営会議、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の場で改善策を講じております。

監査役会は、代表取締役社長や内部監査部と定期的に意見及び情報の交換を行って適切な報告体制の維持を図り、監査の実効性を高めております。また、会計監査人に対しては、年間監査計画の策定及び実施において、適正な監査が行われているかを監視・検証するとともに、適時連携を取りながら職務執行状況についての報告を受け、監査上必要な意見交換を行っております。

2. 会計監査人につきましては、新日本有限責任監査法人を選任し、四半期決算及び年度決算を中心に会計監査を受けております。

また、社外弁護士等には随時、法律的課題及びコンプライアンスに関する重要事項等に関するアドバイスを受けております。

会社法及び金融商品取引法上の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名は、以下の通りであります。

・日高 真理子(指定有限責任社員、業務執行社員) 所属する監査法人名: 新日本有限責任監査法人。

・林 達郎(指定有限責任社員、業務執行社員) 所属する監査法人名: 新日本有限責任監査法人。

また、当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士19名、その他16名をもって構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役会設置会社であり、社外監査役を含めた経営管理体制をとっておりますが、当体制が経営監視機能として有効であり、また当社の業務執行の観点からも、現状の監査体制が最適であると判断し、当体制を採用しております。

社外取締役は、関連会社や主要な取引先の出身者等ではなく、独立した立場・専門的な知見から取締役会に参加し、質問・助言を行うなど、透明性のある経営監督機能の向上に寄与しております。

また、社外取締役及び社外監査役は、取締役会及び監査役会等と必要に応じて意見の交換を行い、監査役監査、内部監査、会計監査との相互連携を図るとともに、内部統制システムの構築・運用状況等について、監督・監査を行っております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は8月決算で11月に株主総会を開催しており、集中期を回避しております。
その他	平成27年11月開催の第44期株主総会における株主議決権行使状況について、ホームページ上で開示しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	代表取締役社長及びIR担当の専務取締役が説明しております。 説明会は決算発表後に年2回実施(第2四半期、本決算)～説明会資料配布	あり
IR資料のホームページ掲載	適時開示情報、決算短信、決算説明資料、株主優待情報、株価情報などを開示	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部が窓口	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、ステークホルダーへの適時適切な会社情報の開示が、健全な経営活動の根幹をなすものと認識しており、常にステークホルダーの視点に立った迅速・確実、適正かつ公平な会社情報の開示が行えるよう社内体制の充実に努めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムに関する基本的な考え方】

当社は、諸法令を遵守し社会的ルールを守ることで透明性の高い経営を実現し、不祥事の無い正確な財務諸表を開示することでステークホルダーの信頼を獲得します。また、有形無形の企業財産を有効に機能させ、経営効率を高める枠組みを確立するための内部統制システムを整備することが不可欠と考えております。

【内部統制システムの整備状況】

当社は、平成27年8月12日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議しております。また、その整備状況については、以下のとおりであります。

1. 当社の取締役の職務執行の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、取締役、従業員の職務の執行が法令・定款及び社内規程に適合することを確保するために、「コンプライアンス規程」及び「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、取締役がこれを率先して遵守することにより、企業価値の向上と社会的責任を遂行する。
- (2) 取締役会については、「取締役会規程」並びに「取締役会付議規程」の定めにより、月1回の定期開催を原則とし、必要に応じて随時開催する。運営に当たっては、経営上の重要な事項については、弁護士等その分野の専門家にアドバイスを求め、法令・定款違反行為の未然防止に努める。
- (3) 取締役の職務執行については、監査役が「監査役会規程」及び「監査役監査規程」の定めにより経営執行に対する監督強化を図る。なお、取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、取締役会に報告し、その是正を図り、適切かつ厳正な運営を実行する。

2. 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会の職務執行に係る取締役会議事録、株主総会議事録、稟議書等の保存管理すべき情報については、「文書取扱規程」「情報管理規程」に基づき保存期間・保存方法等を明確にし、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人が何時でも閲覧可能な状態を維持する。
- (2) 取締役の職務執行に係る情報は、「情報管理規程」に定める情報区分に従った表示を施して記録・保存する。また、電磁的媒体の記録情報にはアクセス制限を付す等のセキュリティ管理を行う。
- (3) 取締役の職務執行に関する情報等の作成、保存、管理状況について、監査役が監査する。

3. 当社の損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制

- (1) 当社の経営に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスク要因として、下記事項が内在していることを認識し、取締役及び従業員全員が共有し対応する。
 - ・経営戦略の意思決定において十分な情報、分析、検討等の欠如による戦略ミスが、経営成績や財政状態に重大な影響を及ぼすリスク
 - ・食中毒や食材事故の発生により、店舗の一定期間の営業停止や営業認可取消し、ブランドの失墜、損害賠償の請求等を被るリスク
 - ・役員や従業員の不正行為やコンプライアンス違反により、社会的信用の失墜や経営に重大な支障を被るリスク
 - ・投資活動において当初計画の回収ができずに重大な損失となるリスク
 - ・不測の事態により情報管理システムに障害が発生し、物流体制や店舗運営体制に支障をきたすことにより、業績に重大な損失を被るリスク
 - ・自然災害や火災、店舗や工場での不測の事故等により、店舗営業を中断せざるを得ない状況が発生した場合に業績や財政状態に重大な影響を被るリスク
 - ・その他の経営に重大な影響を被るリスク
- (2) リスク管理体制の基本として「リスク管理規程」を定め、取締役及び従業員全員が認識を共有する体制を構築する。また、内在する個々のリスクについては、管理責任者を任命し、適切な対策を実施して発生の未然防止を図る。
- (3) 各部門の担当役員は、リスクマネジメント状況を監督し、適切な指導・改善を図る。
また、「リスク管理委員会」を定期に開催し、想定されるリスクの予防策策定及び顕在化したリスクの対応と再発防止策を実行する。
- (4) 不測の事態が発生した場合の「危機管理規程」を定め、不測事態発生時には、直ちに代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部を組成し、顧問弁護士、外部専門家等のアドバイスを受けて迅速な対応を行い、事態の悪化や損失の拡大を最小限に食い止める体制を構築する。

4. 当社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、「取締役会規程」を定め、取締役会の月1回の定例開催及び重要事項については、必要に応じて随時取締役会を開催する。
- (2) 重要事項については「取締役会付議規程」を定め、取締役会に付議する担当取締役が中心となって関係各部門と十分に事前協議し、取締役会の審議を経た上で執行決定を行う。
- (3) 取締役会での決定事項の業務執行は、「組織規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」の定めに沿って各部門の責任者の下で効率的な運営に努める。

5. 当社の使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 従業員の職務執行が円滑かつ適正に運営される基本として、「コンプライアンス規程」及び「大庄コンプライアンス行動規範」を定め、これの遵守の徹底に努める。
- (2) 会社のコンプライアンスを統括する専門組織として「コンプライアンス統括室」を置き、コンプライアンスの社内徹底、教育研修等の取組み状況を監査し、維持・向上を図り機能性を高める。
- (3) 「コンプライアンス委員会」を定期に開催し、コンプライアンスに関する重要事項を審議し、監視する体制を構築する。
- (4) コンプライアンス教育・指導については、研修制度にカリキュラムを折り込み実施する。また、その結果を取締役並びに監査役に適宜報告してコンプライアンス体制の充実を図る。
- (5) 法令・定款違反行為やコンプライアンスに関する社内通報体制として「内部通報制度規程」を定め、第三者機関及び内部監査部を直接の通報受理者とする社内通報システムを設置し、早期に問題点の対応を図る。なお、運営に当たっては、情報提供者の保護など「内部通報制度規程」の定めに従って対応する。

6. 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (イ) 子会社の取締役等の職務執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ・当社及び子会社との間では、毎月「関係会社月次会議」を開催し、子会社の取締役は、当社の取締役に対して業績予算の進捗や業務執行状況についての報告を行い、情報の共有化を図る。
 - ・子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」及び「関係会社稟議決済基準」に基づき、必要な事項に付き当社への報告もしくは申請を行い、その内容・重要度に応じて当社の取締役もしくは当社の取締役会が当社としての決裁を行う。また、必要に応じ、当社の取締役会・監査役会に子会社の役職員を出席させ、その事項の報告や意見を求める。
 - ・子会社の取締役及び役職員の職務執行に係るその他事項については、必要に応じ、当社の子会社担当部署である「関連事業室」及び子会社担当取締役が、その都度報告を受ける体制とする。

(ロ) 子会社の損失の危機管理に関する規程その他の体制

- ・当社の内部監査部が子会社に対して定期的に業務監査を行うとともに、必要に応じて当社の経理部が四半期毎の会計監査を行うなど、当社関係各部署がモニタリングを実施し、問題点の早期把握、改善に努める。

・当社が行う子会社に対する監査等において、損失の危機のある業務執行行為が認識された場合には、その内容及び損失の程度について直ちに当社代表取締役社長及び担当取締役へ報告し、当社及び子会社は、「リスク管理規程」及び「危機管理規程」に基づいて適時適切な対応を実施する。

(ハ)子会社の取締役等の職務執行が効率的に行われていることを確保するための体制

・子会社は、当社が定める「関係会社管理規程」及び「関係会社稟議決裁基準」に基づき、当社の各種主要規程を参考に、各々「取締役会規程」や「職務権限規程」「業務分掌」「組織規程」などを策定し、効率的な職務執行を行う。
・当社は、毎月または四半期毎の定例取締役会や必要に応じた臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定を通じて経営効率の向上を図る。
・子会社の年度計画や予算策定に当たっては、子会社の取締役と当社の取締役との予算策定会議において相互に十分な討議を行った上で策定し、当社の取締役会でグループ予算として承認決議した上で執行する。また、毎月「関係会社月次会議」を開催し、子会社の取締役は、当社の取締役に対して業績予算の進捗や業務執行状況についての報告を行い、情報の共有化を図ることでグループ全体の効率的運営を図る。

(ニ)子会社の取締役等及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・当社の「コンプライアンス規程」及び「大庄コンプライアンス行動規範」は、グループ会社の行動指針として適用し推進する。さらに、子会社にも当社の諸規程を踏まえた各社毎の規程を整備させることにより、グループ全体の業務の適正を確保する運営に努める。また、当社「コンプライアンス統括室」は、グループ子会社に対しても教育研修等を通してコンプライアンス意識の向上を図る。
・当社の内部監査部は、定期的に子会社の業務監査を実施し、法令及び定款に従い適正かつ効率的に執行されているか等の監査を行う。また、当社監査役は、子会社監査役との連携を密にし、子会社の内部統制システムの有効性について定期的に検証する。
・当社グループにおいては、グループ内部統制の強化を図るため、当社の取締役、監査役及び幹部従業員が、子会社の非業務執行取締役もしくは監査役として就任しており、子会社の取締役会等を通して経営状況の報告を受ける。
・子会社においても、法令・定款違反行為やコンプライアンス違反行為に関する通報体制として「内部通報制度規程」を定め、子会社内の通報受理者とは別に、第三者機関(社外の弁護士)及び当社の内部監査部を通報受理者(ホットライン窓口)とするグループ内通報システムを設置する。これにより、子会社内に止まらない早期の問題事象の対応を図る。

7. 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

(1) 監査役の職務を補助すべき使用人については、監査役の求めに応じ、当社の従業員から監査役補助者を任命する。
(2) 運営に当たっては、監査役補助者の人事評価は常勤監査役が行い、当該使用人の任命、異動等の人事上の処遇については常勤監査役の同意を得た上で決定し、取締役会からの独立性を確保するとともに、監査役補助者は他部署の役職を兼務しないこととし、監査役の指揮命令に従うことで監査役の指示の実効性を確保する。

8. 当社の監査役への報告に関する体制

(イ)当社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制

・当社の取締役及び使用人が、当社監査役に報告すべき事項等について「監査役会規程」を定め、業務並びに業績等に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに当社監査役に報告する体制を構築する。また、定款及び「監査役会規程」「取締役会規程」の定めにより、当社監査役は各種会議へ出席し、報告を受けるとともに意見を述べる体制を構築する。
・当社監査役が、資料を閲覧し監査・調査を行うことについて「監査役監査規程」を定め、監査役の監査が実効的に行われるための体制を確保する。また、当社監査役は、当社代表取締役社長や内部監査部と定期的に意見及び情報の交換を行い、適切な報告体制の維持に努めるとともに、監査の実効性を高める。

(ロ)子会社の取締役、監査役及び使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制

・子会社の取締役・監査役及び使用人は、法令・定款に違反する、もしくはその恐れがある行為、あるいは会社の業務並びに業績等に重大な影響を及ぼす事項を発見した時には、速やかに当社の監査役に報告する。子会社の取締役・監査役及び使用人から上記事項につき報告を受けた者も同様とする。また、当社の監査役が必要に応じて子会社の取締役及び使用人に報告を求めた場合には、迅速かつ適切に対応する。
・当社の監査役は、「関係会社月次会議」等に出席し、子会社の経営監視を行う他、「監査役監査規程」に基づき、随時子会社別に業務執行状況の監査を行う。
・当社の内部監査部は、実施した子会社監査の結果内容を遅滞なく当社監査役に報告するものとし、子会社の内部通報制度に基づき受理した通報のうち、重要性の高いものについてはその内容や対応状況について当社監査役に適宜報告する。

9. 当社監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

(1) 当社は、当社監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役・従業員等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社及び子会社の取締役・従業員等に周知徹底する。
(2) 当社及び子会社の「内部通報制度規程」では、法令・定款違反行為やコンプライアンス違反行為に関する通報者に対しては、当該通報をしたことを理由として一切の不利な取扱いを行うことを禁止しており、これに違反した者には懲戒処分その他適切な措置を行う。

10. 当社の監査役の職務執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

(1) 当社は、監査役がその職務執行について生ずる費用の前払または償還等を請求した時は、その請求に係る費用または債務が当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を当社負担で処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、当社グループの全従業員がコンプライアンス規程に従い、自主的に積極的に行動が出来るように「大庄コンプライアンス行動規範」を制定し、周知徹底を図っておりますが、その第6章「社会との関係」の中の基本方針として「私たちは、良き企業市民としての義務を自覚し、企業が国家や地域社会に対して負っている責任を積極的に果たしていきます。」と明記しております。

また、第29条(反社会的勢力との関係断絶)の条文では、「社会の秩序及び安全に脅威を与える反社会的勢力並びに団体との関係を遮断し、毅然とした姿勢で違法・不当な要求を排除します。また、名目の如何を問わず、利益の供与は一切いたしません。」と掲げております。

さらには、社内教育研修においても、店舗業務に携わる従業員を中心に周知徹底を図っており、実際の現場での行動基準や対応方法などについても具体的かつ実践的な指導を行っております。

また、万が一何らかの問題が生じた場合は、速やかに担当部署に報告し、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を図り、関係を遮断する体制を構築しております。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社としては、長期に渡って当社株式を保有して頂けるように株主様の期待に応え、安定株主割合の確保を図る事が、最大の防衛策であると考えております。また、内部統制システムを確立し、日頃よりコンプライアンス違反、法令定款違反行為等を起こさず、企業価値向上に向けて適正な経営を行い、経営介入の隙間を作らない事も重要であると考えております。

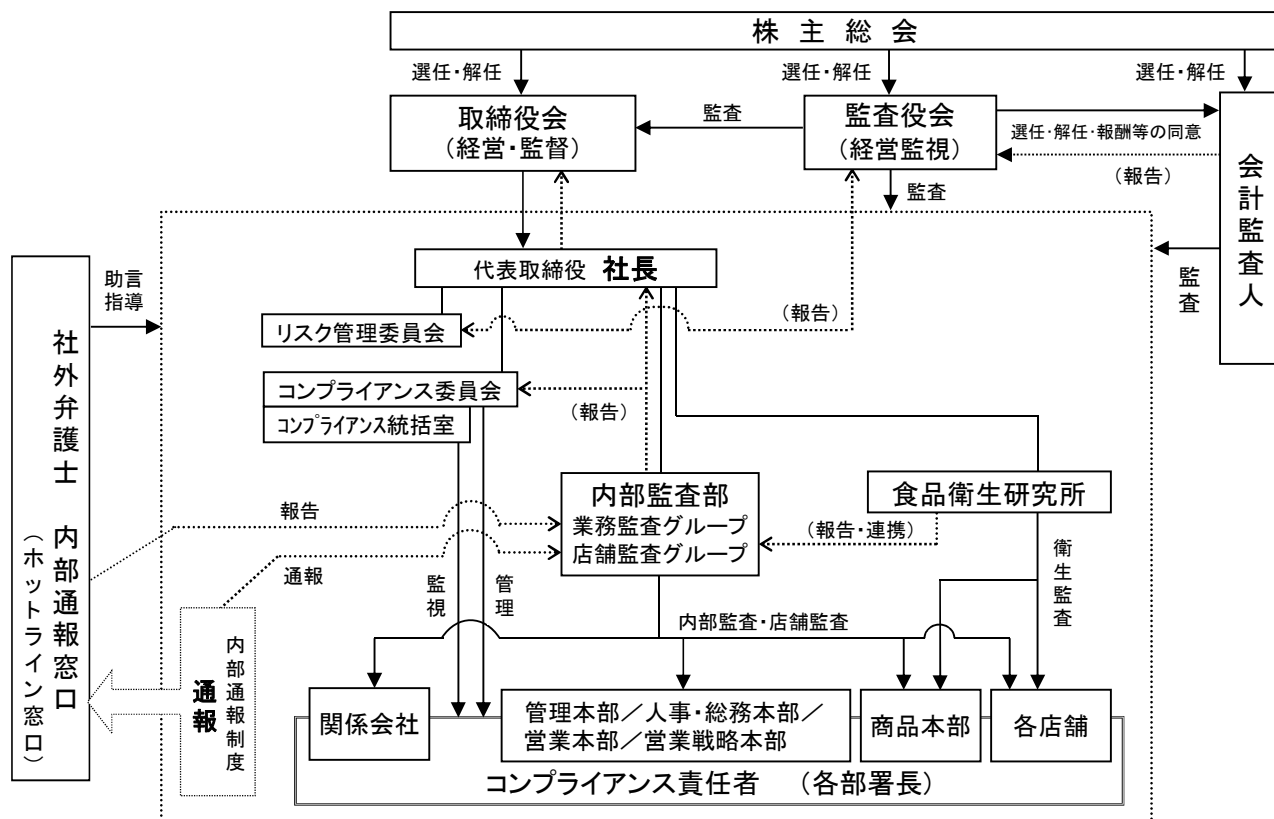
従いまして、買収防衛策につきましては、現時点では特に導入しておりませんが、当社を取り巻く経営環境を十分に考慮した上で必要であると判断した場合には、導入を検討して参りたいと考えております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

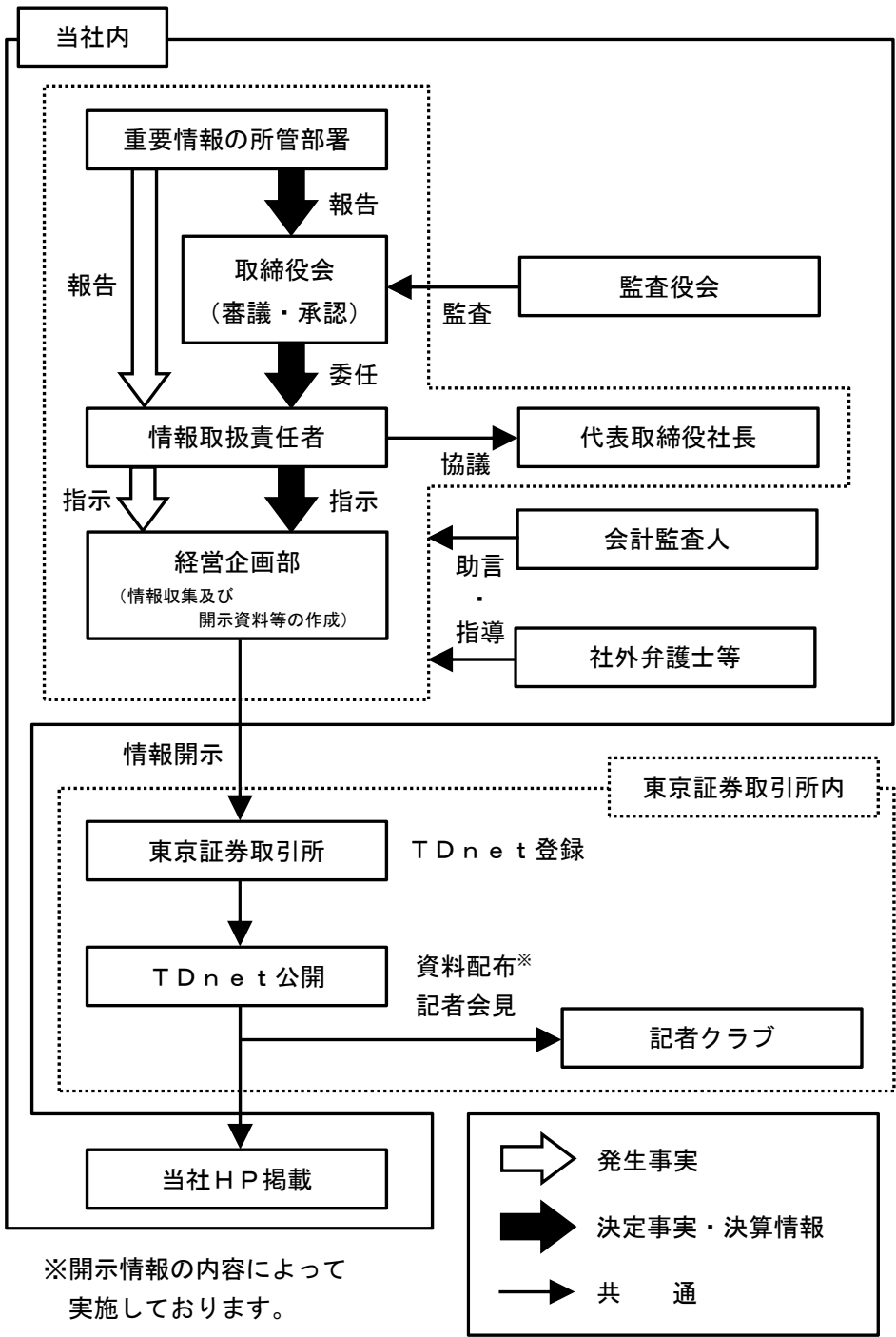
平成27年8月12日開催の取締役会において、平成27年5月1日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則に基づき、「内部統制システム構築の基本方針」を一部改定することを決議いたしました。

この基本方針に従って、具体的な統制業務の遂行及び管理システム化を推進しており、コーポレート・ガバナンス充実に向けて注力しております。

<コーポレートガバナンス模式図>



現在の当社における情報開示体制の模式図は、以下の通りとなっております。



以上